

平成28年度 第9回理事会（書面決議） 議事録

提案者： 理事 牧野 文彦

理事会の決議があったものとみなされた事項：

議案： 選手等旅費規程改正の件

現行の選手等旅費規程は、国内外の大会に参加するための旅費規程となっており、現状に対応できていません。

選手等に関する旅費は、国内外の大会、合宿参加及び普及活動（選手獲得）と幅広くなっており、新たに規程を改正する必要が生じています。

また、6月11日開催された理事会において平成28年度の事業計画及び予算の組み直しが報告・承認され、選手の国内に関する旅費は協会から支払われないことが決定されました。

つきましては、上記の点を反映させるべく選手等旅費規程を改正したくお諮りいたします。

理事会の決議があったものとみなされた日： 平成28年9月15日

議事録作成者： 理事 小野原 裕昭

以上のとおり、定款第36条第3項の定めにより、理事14名、監事2名の承認が行われ理事会の決議があったものとみなされたため、議事録を作成し、提案者及び議事録策作成者が署名し捺印する。

平成28年9月15日

提案者

牧野 文彦



議事録署名人

小野原 裕昭



一般社団法人 全日本テコンドー協会 選手等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の会員（個人会員）でテコンドー競技の大会（以下、「大会」という。）、合宿、普及活動（選手獲得）に参加する選手が大会、合宿、普及活動（選手獲得）に参加をする場合における旅費（以下、「旅費」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

(旅費の区分と種類)

第2条 旅費の区分は、次のとおりとする。

- ① 国内の大会・合宿への参加のための旅費
- ② 国外の大会・合宿への参加のための旅費
- ③ 普及活動（選手獲得）の旅費

2 旅費の種類は、交通費、宿泊費、及び旅行雑費とする。

(国内の大会・合宿への参加のための旅費)

第3条 国内の大会・合宿への参加のための旅費は、会員（個人会員）の負担とする。

(国外の大会・合宿への参加のための旅費)

第4条

当法人の理事会において国外の大会・合宿への参加のための旅費を負担することを決定した場合、当法人は、国内旅費を除き、次に掲げる旅費の種類に応じ、それぞれ次に定める額を負担する。

(1) 国内旅費

会員（個人会員）の負担とする。

(2) 国外渡航費

航空運賃はエコノミークラスの料金（所要時間が6時間を超え、かつ、会長が認めた場合には、ビジネスクラスの料金）の実費、船舶運賃は2等運賃の実費並びに海外空港税、航空保険料、査証代、超過手荷物料金及びこれらに類する費用の実費とする。

(3) 国外滞在費

実費とする。ただし、1泊当たり、宿泊日の為替レートで円貨に換算して20000円を超える場合には、20000円を限度とする。

(4) 借損料

バス・トラック・レンタカー・タクシーの料金は、実費とする。

(普及活動（選手獲得）への参加のための旅費)

第5条 普及活動（選手獲得）への参加のための旅費は、次に掲げる旅費の種類に応じ、それぞれ次に定める方法によって計算する。

平成28年9月15日書面決議において承認された第1条から第8条の改正は、同日から施行する。